

事務連絡  
令和3年7月7日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部健康安全課長

酸素欠乏症等による労働災害の防止について

日頃より労働行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の酸素欠乏症等の災害件数は、資料1、資料2にありますとおり、ここ数年で増減を繰り返しており、2020年の災害発生状況は、平成31/令和元年(2019年)と比較して増加するなど、明確な減少がみられておらず、酸欠危険場所の認識が不足している事例や、酸欠災害に被災した同僚を救出する際の2次災害等、労働者への教育不足がうかがわれる事例などもみられるところです。

広島労働局管内においては、平成26年以降、6件の酸素欠乏症による重篤災害が発生し、広島局版第13次労働災害防止計画においても重点的な取組事項とされております。

このような状況を踏まえ、貴団体等におかれましては、別添リーフレット「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」等を御活用いただき、傘下団体・企業等に対して酸素欠乏症等による労働災害の防止について呼びかけをいただきますようお願い申し上げます。

リーフレット「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/040325-3a.pdf>

